

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

ア. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品（石炭、燃料油、ガス及び一般貯蔵品）

総平均法（一部は移動平均法）による原価法

(2) 貯蔵品（特殊品）

個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法

(2) 無形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出期に全額費用として処理している。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、期末金銭債権に対して実績率等による回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

(追加情報)

平成17年10月より、適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金及び年金資産を持たない確定給付型の年金を新設しており、この年金制度の改定により、当期において過去勤務債務（債務の減額）が61,052百万円発生している。

また、当中間期末までの退職従業員の年金については、閉鎖型年金に移行し、退職給付制度の終了の会計処理を行っており、当期において25,530百万円の費用が発生している。

(3) 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率 1.9%）により計上している。ただし、当期に発生した使用済燃料 182 トンのうち、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料 91 トンについては引当を行っていない。

なお、当期の引当金計上基準変更に伴い生じる差異（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成 17 年経済産業省令第 92 号）附則第 2 条に定める金額）319,755 百万円については、平成 17 年度から 15 年間にわたり均等額を計上することとしており、当期末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は 298,438 百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第 79 の規定により、翌期に適用される割引率等を用いて計算した当期末の見積差異 28,219 百万円については、翌期から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

(4) 原子力発電施設解体引当金

将来の特定原子力発電施設の解体に要する費用に充てるため、原子力発電施設解体費の総見積額を基準とする額を原子力発電実績に応じて計上している。

(5) 湯水準備引当金

湯水による費用の増加に備えるため、電気事業法第 36 条の規定により、「湯水準備引当金に関する省令」に基づき計算した額を計上している。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約及び通貨スワップについて振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。

(2) ヘッジ対象、ヘッジ手段及びヘッジ方針

通常業務から発生する債権債務を対象として、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、商品（燃料）スワップ取引などを利用している。

これらの取引は、為替、金利及び燃料価格の変動によって生じるキャッシュ・フローの変動リスクまたは債権債務の時価変動リスクを、回避・軽減する目的に限って実行している。

(3) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の間に高い有効性が認められるため、事後テストは省略している。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

送電線路等に係る地役権の減価償却の実施

電気事業法の改正により、平成 17 年度から託送供給等の業務に関する会計整理が適用され、託送供給に係る原価をより適切に算定するための仕組みが整備されたことに伴い、非償却資産として取り扱っていた送電線路等に係る地役権について、送電線路等の設備使用期間に応じた取得原価を適正に配分し、より適切な原価算定を行うため、当期より減価償却を実施している。

減価償却の方法は、地役権が設定されている主な設備である架空送電線路に準じて 36 年を耐用年数として、定額法により実施している。なお、既存の地役権については、平均残存年数を耐用年数としている。

これにより、当期の減価償却費は 13,748 百万円増加し、営業利益、当期経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少している。

使用済燃料再処理等引当金の計上方法

使用済核燃料再処理引当金については、従来、使用済核燃料再処理引当金に関する省令(昭和 58 年通商産業省令第 21 号)の規定に基づき、再処理費の期末要支払額の 60%を使用済核燃料再処理引当金として計上してきた。しかし、「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」(総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告 平成 16 年 8 月 30 日)により、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料について、再処理施設の廃止措置費用など、従来、未確定であった部分のバックエンド費用も合理的な見積もりが可能となったことから、使用済核燃料再処理引当金に関する省令を廃止する省令(平成 17 年経済産業省令第 83 号)が施行されるとともに、電気事業会計規則(昭和 40 年通商産業省令第 57 号)が改正された。このため、当期から、改正後の電気事業会計規則により、使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて現価方式により使用済燃料再処理等引当金に計上する方法に変更している。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、使用済燃料再処理等費は 26,177 百万円増加し、営業利益、当期経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少している。

(追加情報)

原子力発電施設解体引当金については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 44 号)及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 第 4 項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成 17 年経済産業省令第 112 号)の施行により、原子力発電施設解体引当金の総見積額算定の前提となるクリアランスレベル等が変更となっているが、その引当金への反映については、今後検討することが経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の電気事業分科会原子力部会「電力自由化と原子力に関する小委員会」において提起されているため、総見積額の算定は従前の方法によっている。

(貸借対照表関係注記事項)

1.有形固定資産の減価償却累計額		8,935,500 百万円
2.保証債務		407,509 百万円
3.附帯事業に係る固定資産の金額		
熱供給事業	専用固定資産	620 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	54 百万円
	合計額	674 百万円
蒸気供給事業	専用固定資産	473 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	327 百万円
	合計額	800 百万円
ガス供給事業	専用固定資産	1,486 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	591 百万円
	合計額	2,078 百万円
4.原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成17年法律第48号)の施行に伴い抛出した積立金は、「使用済燃料再処理等積立金」の科目を設けて整理している。		

(損益計算書関係注記事項)

平成17年4月から事業者間精算制度が導入されたことに伴い、これに係る収益を「事業者間精算収益」の科目を設けて整理している。

(発行済株式数の減少要因)

期首発行済株式数(自己株式控除後)	941,356,219 株
・単元未満株式の買取りによる取得	370,501 株
・商法第211条の3第1項第2号の決議による取得	14,113,600 株
期末発行済株式数(自己株式控除後)	926,872,118 株